

# 3

## 上位計画・関連計画における位置づけについて

### 集約化（コンパクト化）＋連携（ネットワーク）

#### 都市の再生、持続性

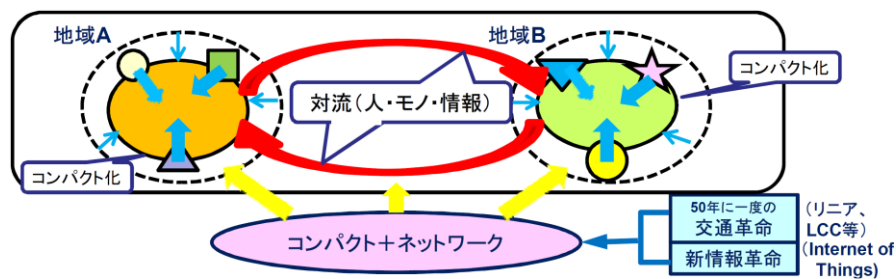
#### 安全・安心な社会の構築

- 現行計画以降、東日本大震災の経験、グローバリゼーションの進展、都市の再生と持続性の確保、地球環境への配慮など、国土づくり、都市づくりを取り巻く社会情勢の変化や要請等を踏まえ、戦略的な各種計画が取りまとめられています。
- ハード・ソフトの両面から、安全で安心な都市づくりが重視されているほか、「国土のグランドデザイン 2050」や「改正都市再生特別措置法」では、人口減少下において、集約化（コンパクト化）や連携（ネットワーク）が必要であることが明確に示されています。
- また、人口減少への歯止めをかけ、東京圏への人口の過度の集中を是正し、地方の活性化を図るといった「地方創生（まち・ひと・しごと創生）」に向けた動きも出てきています。

#### 国土のグランドデザイン 2050

【H26. 7. 4 公表】

- 本格的な人口減少社会の到来、巨大災害の切迫等に対する**危機意識の共有**
- 2050年には、現在の居住地域の6割以上の地点で人口が半分に減少
- 質の高いサービスの効率的な提供や新たな価値創造など**コンパクト＋ネットワーク**の意義・必要性を明記
- 役場や小学校周辺などを中心に「小さな拠点」を形成し、生活に必要な機能を集約



【資料：国土交通省】

#### 改正都市再生特別措置法

【H26. 8 施行】

- 都市全体の構造を踏まえながら、居住者の生活を支えるコンパクトなまちづくりとして「**多極ネットワーク型コンパクトシティ化**」が必要
- 市町村が策定する「立地適正化計画」の中で、生活サービス機能の計画的配置を図る「**都市機能誘導区域**」や、まとまった居住の推進を図る「**居住誘導区域**」を設定し、都市機能や居住の誘導を図る。



【資料：国土交通省】

## 都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）

【H24. 12 施行】

- 地球環境に優しい暮らし方や、少子高齢社会における暮らし方など、新たな視点を持ち込み、住民や民間事業者と一体となったコンパクトなまちづくりに取り組む。
- 自家用車に過度に頼ることなく、身近に集積された日常生活に必要なまちの機能に、**公共交通によりアクセス可能なコンパクトなまちづくり**を進める。
- 市町村が「低炭素まちづくり計画」を策定し、都市機能の集約化、公共交通機関の利用促進、建築物の低炭素化、緑・エネルギーの面的管理・利用促進を図る。

### ●低炭素まちづくり計画の策定（市町村）



【資料：国土交通省】

## 国土強靱化基本法

【H25. 12 公布施行】

- 東日本大震災の教訓を踏まえ、必要な**事前防災**及びその他**迅速な復旧復興**に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要
- 「人命の保護」、「国民の財産及び公共施設への被害の最小化」などを基本方針とする。

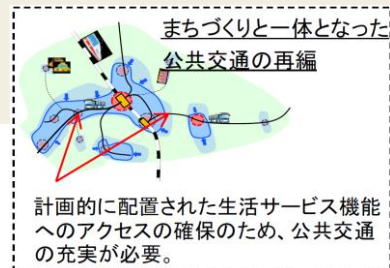


【資料：国土交通省】

## 改正地域公共交通活性化再生法

【H26. 11 施行】

- 本格的な人口減少社会における地域社会の活力維持・向上を目標
- コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携**、地域全体を見渡した**面的な公共交通ネットワーク**の再構築を支援



【資料：国土交通省】

## 茨城県総合計画(改定)

【H24. 3 改定】

- 東日本大震災の影響により、計画の前提としていた条件や、県を取り巻く状況が大きく変化したことから、計画全般について改定
- 基本理念を「**みんなで創る 人が輝く元気で住みよい いばらき**」とし、県民一人ひとりが安全、安心、快適に暮らすことができる「**生活大県**」を目指す。
- 基本目標は、「住みよいいばらき」、「人が輝くいばらき」、「活力あるいばらき」



【資料：県企画課】